

令和元年度 第2回市川市環境審議会 会議録

後藤会長

それでは、ただ今より令和元年度第2回 市川市環境審議会を開会いたします。
まず事務局から定足数、会議の公開、傍聴についてお願いします。

事務局（循環型社会推進課 環境計画グループ主幹）

それでは、ここで定足数の確認をさせていただきます。

本日の会議の出席状況ですが、石原委員、小山田委員、平原委員、新井委員、山中委員、石井委員から「欠席」のご連絡をいただいております。従いまして、現在、11名の委員の方にご出席いただいております。市川市環境審議会条例第6条第2項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会でございますが、

議題(1)「第二次市川市環境基本計画の改定について」

議題(2)「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について」

報告(1)「市川市環境保全条例の改正について」

報告(2)「妙見島混合所に係る環境影響評価手続について」となっております。

これらには非公開情報は含まれておりませんので、本日の審議会における公開・非公開につきましては「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして「公開」とすることによってよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは公開することといたします。

なお、本日傍聴希望の方は、いらっしゃいません。

事務局からは以上でございます。

後藤会長

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、議題(1)「第二次市川市環境基本計画の改定について」です。

循環型社会推進課から説明をお願いいたします。

循環型社会推進課長

循環型社会推進課から説明させていただきます。

それでは資料1-1をお願いいたします。次期市川市環境基本計画における体系図（案）の修正についてご説明します。

資料の赤字部分は、前回7月8日の第1回環境審議会でもいただいた意見を踏まえて修正した箇所、図の中ほどで施策の分野の上から5つ目にある、括弧書きの「自然環境の保全再生」と、

さらにその3つ下の「安全・安心で快適な生活環境の整備」を追記しております。これらは市民会議で出された意見になりますが、前回の審議会でもご賛同をいただいております。

また、5つの基本理念それぞれに関係のある、SDGsのゴールのカラフルなロゴを落としこむことで、SDGsの各ゴールとの関連性を視覚的に示しておりますが、前回の審議会の際に、SDGsのゴールを施策に無理にこじつける必要はなく、関連性の高いゴールに絞ったほうが市民にも分かりやすいのではないかという意見をいただきましたので、改めて関係性を見直し、体系図に掲載しているSDGsのゴールのロゴを前回お示しした資料から全体的に減らして直接的に関係するゴールのみとし、基本理念で多いところは4つ、5つあったゴールが最大2つになりました。

次に、水色の四角で囲った箇所①～⑤が、9月26日の第2回の環境市民会議で提案のあった内容と、それを受けて事務局で作成した案になります。それぞれについて、順にご説明いたします。

まず、右上の水色枠①ですが、施策の分野について温暖化の「緩和」と「適応」の言葉が分かりにくいという意見をいただきました。確かに市民の方にとっては馴染みが薄い言葉ですので、「地球温暖化の緩和策の推進」を「地球温暖化の防止」に、「地球温暖化の適応策の推進」を「地球温暖化への備え」に変更したいと考えております。

次に、水色枠②ですが、基本理念「自然が息づくまち」について、市川市は北東部の大町公園等の湧水、江戸川、真間川、そして東京湾と水辺環境が充実している街であるため、水のニュアンスが前面に出るような文言を入れたほうが良いのではとの意見をいただきました。体系図を一目見て良好な水辺環境がイメージ出来るよう、基本理念「自然が息づくまち」を、例えば「自然が息づくうおいのあるまち」といった文言に変更する方向で考えております。

次に、水色枠③ですが、基本理念「健やかに暮らせるまち」の施策の分野について、「近隣で支え合うレジリエンスなまち」を追加してはどうかとの意見をいただきました。市民会議での意見内容は主に防災に関するソフト面のことであり、環境基本計画と直接的には関係しないため、体系図に追加するのではなく、本文中に反映したいと考えております。

次に、ページの下の水色枠④ですが、基本理念「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」に関して、環境教育は全ての基本理念に関わるのではないかとの意見をいただきましたので、「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」の枠を黄色に着色し、ゴール4「質の高い教育をみんなに」及びゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」が、他の4つの基本理念に関わるような見せ方に変えております。

最後に、水色枠⑤ですが、計画案が端的に分かるような、「市川〇〇タウン」といった打ち出し方をしてはどうかという提案がございました。これにつきましては、前回の審議会でご意見のあった「市川らしさ」を示すことにも繋がりますので、例えば、「市川環境先進タウン」「いちかわ版、未来への贈り物計画」など、体系図とは別に、計画そのものを端的に示すキャッチコピーとしてサブタイトルに入れることを考えております。

資料1-1についての説明は以上になります。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。こちらは、前回の審議会において、計画改定についていただいた意見等の内容を左側に、その後の私どもの対応方針等を右側にまとめたものです。先ほどの資料1-1の内容と重なる点も多いため、先ほど触れなかった点を中心にご説明させ

ていただきます。

まず「1. 市川市環境基本計画等について」の黒いひし形の見出し「市川らしさ」の丸の3つ目で、SDGsを打ち出すことを市川らしさとする考えもあるのではという意見をいただきましたので、これについては、「市川らしさ」についての検討を継続することと併せ、計画のキャッチコピーの考案の中で参考にさせていただきたいと思います。

次に、黒いひし形の「計画の体系（案）に関するもの」の丸の5つ目と6つ目で、こちらはいずれも、次の議題(2)の地球温暖化対策実行計画に関することになりますが、市民に対してインパクトのある重点的な施策などがあれば良いというご意見と、具体的な取り組みから期待されるベネフィットについて、数値化して評価が可能なものを設定した方が良いのではというご意見をいただきました。これについては、次の議題(2)で改めて説明いたします。

次に、黒いひし形の「目標・指標に関するもの」について、1つ目のPDCAサイクルは重要であるため、計画で設定している「目標値・指標値」は定量的な数値で示すべきだというご意見をいただきました。数値化できるものについては、なるべく数値化する方針で検討いたします。また、2つ目の目標・指標の達成状況をレーダーチャートに示したらどうかというご意見につきましては、次期計画の進捗状況の周知の方法として検討する予定です。

最後に、下の表「2. その他」の黒いひし形の「市民啓発・環境教育に関するもの」の丸の1つ目と2つ目で、指標の実績数値の推移や目標と、そのために市民に何をどのように訴えていくのかという啓蒙・啓発を分けて検討したほうが良いということ、また、市民啓発や環境教育を通じて、SDGsの考えを市民に理解してもらうことが必要であるという意見をいただきました。この点については、具体的な啓発等において意識するよう努め、次期計画の取り組みの方針等にSDGsを意識した環境学習という文言を記載しました。また、計画の本文中への記載についても検討してまいります。なお、具体的にどのような学習内容とするのかについては、事業実施レベルでの検討になろうかと思っております。

資料1-2についての説明は以上になります。

循環型社会推進課担当職員

続きまして、資料1-3をお願いいたします。

現行計画の目標・指標の実績・評価等については、前回の審議会でも一覧表でお示しましたが、複数の委員の方から、目標等の達成に向けて取り組んだ内容、実績についての要因や評価が分かりづらいとのご意見をいただきましたので、それらについて追加したものになります。

表の体裁ですが、計画の進捗状況を把握するために設けた31個の目標・指標項目を表で上から順に並べており、その実績について、年度ごとの時系列で横方向に並べています。31項目の指標それぞれの下段には、関係部署にヒアリングした内容をもとに年度ごとの取り組み内容を、さらにその下の網掛けのところには、「実績の推移に対する評価と要因」を、追加記載いたしました。なお、指標によっては、実績値と関連のあるデータを併せて示しております。例えば、目標・指標項目の上から3つ目の指標No.3「市民一人あたりの都市公園面積」の箇所をご覧くださいますと、実績値の下に年度ごとの市の人口の推移を記載しております。

そして表の右側から3列目には、現行計画策定時に設定した、令和2年度の目標値・指標値を、

一番右端の評価の欄については、それぞれの目標・指標について、目標年度に達成できるものが○、目標は達成できなさそうだが策定時より目標に近づいている、または一時期よりも上向き傾向にあるものが△、目標が達成できず、策定時より目標から遠ざかっているものを×と示しております。各目標・指標項目の説明については、時間に限りがございますので、ここでは割愛させていただきます。

資料 1-3 についての説明は以上になります。

続きまして、資料 1-4 をご覧下さい。

こちらが、先ほどの現行計画の目標・指標の実績や進捗結果を踏まえ、各指標を所管する庁内関係部署との調整を行った上で作成した、次期計画の目標・指標案になります。左側の表が次期計画、右側の表が現行計画の内容になりまして、目標・指標項目がどのように変わるのか、対比して分かるように示しました。次期計画の施策の分野、施策の方向、取り組みの方針などは基本的には現行計画を踏襲したいと考えておりますが、赤字部分に変更箇所になります。なお、次期計画では表の一番左端の、「自然環境」「地球環境」「生活環境」「資源循環・廃棄物」の順序を、体系図に合わせて入れ替える予定ですが、現行計画と比較しやすいよう、ここでは現行計画の並び順のままとしております。

まず、1 ページ目の表の上段左側、「自然環境」の施策の分野「生物多様性の保全再生」ですが、こちらについては先ほど資料 1-1 の体系図でもご説明したとおり、「自然環境の保全再生」を括弧書きで併記しております。また右に 3 列、目を移していただき、施策の方向の No.1 「生物多様性の保全再生」の取り組みの方針の黒ポツの 4 つ目で、「生物多様性の保全と持続可能な利用についての地域戦略を推進する」とありますが、こちらは現行計画で「地域戦略を整備する」となっているものを、生物多様性いちかわ戦略が平成 26 年 3 月に策定済みであるため、修正しました。

そして、もう 1 つ右の列の目標・指標項目についてですが、次期計画における指標設定の考え方は、原則として 4 点ございます。1 点目に、施策の分野または施策の方向の目指すところに対して、どれくらいの進捗であるか見て取れるものであること。2 点目に、指標の実績数値の変動要因について、どのような施策を講じた、または足りなかったことによるものか、因果関係が明確であること。3 点目に、毎年度実績数値が把握できるものであること。4 点目に、数値の把握方法が頻繁に変更されないことです。

施策の方向の No. 1 「生物多様性の保全再生」の目標・指標項目の河川等水生生物調査によって把握できるのは水辺の生物環境ですが、生物多様性の調査には水辺以外の場所での生物調査も欠かせないことから、補完する指標として、その下に赤字で示しております「鳥類ラインセンサスシンボル種の確認数」を設定しました。ちなみに鳥類ラインセンサスとは、自然環境に関する専門的な知識・経験を有する市の専門員が、市内に定めた地点を定期的に調査し、それぞれのフィールドで確認される代表的な野鳥（シンボル種）の数を確認するものです。また、No. 2 「生き物の生息の場の保全再生」の取り組みの方針 5 つ目で、「湧水の保全対策を推進する」とありますが、これは水源を養う役割を果たす斜面林等を保全していくことが湧水の保全に繋がるため、現行計画では表の下段「生活環境」の No. 12 「地質環境の保全」にあったものを、こちらへ移行し

ました。

次に、中段の「地球環境」をご覧ください。こちらは施策の分野を「地球温暖化の緩和策の推進」と「地球温暖化の適応策の推進」としております。なお、資料 1-1 でご説明したとおり、市民会議の意見を受けて、こちらは「温暖化の防止」と「温暖化への備え」に変更する方向で考えておりますが、ここでは「緩和」と「適応」でご説明させていただきます。緩和策というのは、温室効果ガスを減らして地球温暖化を止めようという従来からの温暖化対策です。適応策というのは、進み行く地球温暖化に適切に対応して被害を最小限に食い止めようというもので、国は平成 30 年 6 月に気候変動適応法を制定し、千葉県においても適応の取組方針を策定しています。まず、緩和策の推進の施策の方向の No. 6「温室効果ガスの排出削減」の取組方針に、「フロン類の排出抑制を促進する」とありますが、フロンガスは、温室効果ガスとしての影響が大きいことから、こちらに記載したものです。

続いて No. 7「再生可能エネルギー利用の推進」についての目標・指標項目は、現行計画と同じく「太陽光発電システム設備（10kW 未満）の設置容量ですが、近年の実績を踏まえて、新たに令和 12 年度の目標値・指標値を 28,000kW に設定しました。その下の No. 8「二酸化炭素吸収源対策の推進」については、右側の表の現行計画における目標・指標項目では、「市全域の緑地面積」となっておりますが、ここでカウントしている緑地面積には、二酸化炭素の吸収源となる山林だけでなく学校のグラウンドや河川等の水面等も入ってしまっているため、より適切と考えられる「市有緑地の面積」としました。併せて、今ある緑地を良好な状態に保全して、その質を保つことも重要であるとの観点から、「緑のボランティア団体による緑地保全活動延べ面積」も指標に設定いたしました。なお、「市有緑地の面積」については、先ほどご説明した上段「自然環境」の施策の方向の No. 2「生き物の生息の場の保全再生」のところでも同じ指標を置いております。ちなみに、中段の No. 9「気候変動による影響への適応」については特に指標までは設けない予定ですが、気候変動による影響への適応に関する取組の方針を、計画本文中に掲載予定です。

続きまして、2 ページをご覧ください。一番左上の施策の分野に「安全・安心で快適な生活環境の整備」を新たに設けました。また、関係部署へのヒアリング調査結果を踏まえ、取組の方針の 4 つ目に、「下水道未整備区域において合併浄化槽の設置を推進する」を追加し、これに関する目標・指標項目として「汚水処理人口普及率」を新たに設定しました。また、その 1 つ上に赤字で「ガーデニングボランティア活動の参加者数」とありますが、これは現行計画で目標・指標項目に設定している「景観計画特定区域・景観協定区域等の件数」について、景観協定は業者と住民との任意の協定であり、市が協定の主体とはなっていないことから、広く住民に周知して推進している事業であるガーデニングボランティア活動に関する指標を、新たな目標・指標項目に設定したものでございます。

最後に表の下段「協働」ですが、施策の分野の「環境学習の推進」の施策の方向の No. 20「環境学習の実施」の取組の方針に、先ほどもご説明した「SDGs を意識した環境学習の実施」を追記しています。また、施策の分野の「環境活動への参加の促進」の指標につきましては、実績数値と取り組んだ内容との因果関係が比較的明確な「エコライフ推進員の活動回数（啓発人数）」と「いちかわ環境フェアの出展者数（参加者数）」の 2 つとしました。

資料 1-4 についての説明は以上になります。

続きまして、資料 1-5 をお願いします。

去る 9 月 26 日、第 2 回目となる環境市民会議を開催しましたので、その概要を説明いたします。

会議では、次期環境基本計画の体系図案についてと、「資源を大切にすまち」に関するテーマについて、グループワーク形式にて意見交換を行いました。

「4. 会議内容」をご覧ください。

まず、(1) 次期環境基本計画の体系図案についてのグループワークですが、こちらは先ほど資料 1-1 で、水色枠①から⑤として説明したとおりですので、ここでは割愛させていただきます。

次に、(2) 施策の分野「資源を大切にすまち」についてのグループワークでは、「プラスチック資源の循環」と「食品ロス」の 2 テーマを設定し、今後さらなる取り組みの強化に向けて、市民・事業者・市のそれぞれでどのような方策が考えられるのか意見交換を行い、最後に各主体が一体となって取り組めることを統一テーマとして挙げていただきました。

資料の一番下「5. 提案のあった統一テーマ」の表をご覧ください。

まずプラスチック資源の循環については、市川市オリジナルのマイバッグを作成すること、マイバッグのデザインコンテストを開催することなど、5 つの提案がありました。また、表の右側、食品ロスについては、例えば「ほどほどの量を買きましょう」「冷蔵庫は小さめに」といったスローガンを打ち出して消費者教育を進めること、フードバンクを推進することなどの 5 つの提案がありました。

なお、統一テーマを考えるにあたり、各テーマについて、市民・事業者・市のそれぞれの視点から、リデュース、リユース、リサイクルなどの分けごとに意見を出し合っていました。

当日のグループワークにて実際に出てきた意見内容をそのまま表に起こしたものを裏面に掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、会議での提案や意見につきましては、計画素案の本文作成と、市民・事業者・市が一体となって実際の取り組みを進めていく際の参考にしたいと考えております。

資料 1-5 についての説明は以上になります。

後藤会長

ありがとうございました。

ただいま循環型社会推進課より説明がありました。

何かご質問がありましたら、よろしくお願いします。

高橋委員

資料 1-4 の No. 2 の指標である「市有緑地の面積」には、行徳鳥獣保護区や宮内庁所管の新浜鴨場など行徳近郊緑地は、含まれているのでしょうか。

循環型社会推進課長

行徳近郊緑地につきましては、「市有緑地の面積」に含めておりません。

つかこし委員

資料 1-3 の No. 7 にある「市全体での二酸化炭素排出量」についてお伺いします。

ここでは、平成 25 年度を基準として削減目標が定められていますが、市川市は今、ありがたいことに人口が微増していますし、外環道路の開通によって自動車の交通量も増えているのではないかと思います。このような状況の中で、計画の目標達成が今後難しくなるのではないかと考えますが、数値目標の見直し等は検討しているのでしょうか。

循環型社会推進課長

数値目標については、地球温暖化対策実行計画の中で定めておりまして、短期目標として来年度の 2020 年度までに平成 25 年度比で 15%の削減、中期目標として 2025 年度までに 20%削減、長期目標として 2050 年度までに 70%削減を掲げております。

短期目標である 15%削減に対して、2016 年度の推計では 5%の削減にとどまっており、二酸化炭素排出量の目標達成は、かなり難しい状況ですが、目標は変更せずに取り組んでいきたいと思っております。

後藤会長

唐突な話になるかもしれませんが、大野委員にお伺いします。

資料 1-3 で、目標値・指標値に対する評価として○△×で書いてありますが、例えば、医療系だと A、B、C といった診断方法がありますよね。こういう○△×に変わって A B C 等の表現にするというのは考え方としてどうなのでしょう。

大野委員

○△×となりますと、ものすごく△の範囲が広がること、×には否定的なニュアンスが伝わってくることから、出来れば A B C の方がいいと思います。ただ、B が多くなってしまうことがあるので、A+（エープラス）、A、B、C のかたちにしておいて、B、C の分野については、努力していても中々実行できないこともあると思うので、今後も取り組みを実施していく、実施している途中です、という継続的な努力が示されるような表示システムを考えてもいいと思います。

資料 1-3 の網掛けの部分、薄い灰色のところには色々な理由が書いてあるのが大変見やすい、こういう理由でこの値が変わっているというのが、すごく分かりやすいまとめ方だと思いました。

後藤会長

評価についての表記は何をベースにしたらいいか考えなければいけませんけれど、それに関して何かご意見はありますか。

稲葉委員

今の会長の意見は非常に良いと思います。大野委員の意見もその通りだと思います。

それに関連することですが、資料 1-4 の次期計画の目標・指標（案）について、単純に令和 12

年度に向けて矢印だけで追うのではなく、例えば短期的なもの、中期的、長期的なものなど、少し整理をしたり、目標への優先順位をつける等、目標・指標に対して一概に12年までを一つの括りにしないで、直ぐに取り掛かれるもの、少し時間がかかるもの、長期的に考えなければいけないものを区別するのが良いと思います。それと、資料として指標・目標（案）を出すときに、市川市の長所や短所、近隣市との違いについて補足があると、目標・指標を考える上で非常に分かりやすくなると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

それと、資料1-5ですが、市民会議からも非常に良い案が出されていると思います。

プラスチック資源の循環について、例えばマイバッグのデザインコンテストを開催するとありますが、すごく頑張っている団体や店舗を優良協力団体、優良店として表彰したり、応援することによって、やる気を持たせるような形を加えるのも良いのではないのでしょうか。

また、食品ロスのところ、消費者教育の推進が挙げられていますが、消費者教育については、中長期的な視点も必要で、大人だけではなく、こどもへの教育目標を持つことも重要だと思いますが、いかがでしょうか。

循環型社会推進課課長

目標値・指標値の短期目標等の中間目標値を設けることについて、改めて検討したいと思いません。

また、大野委員からのご意見にありましたように○△×の3種類の評価ではなくて、もう少し細かくすることによって、目標の達成については足りないのは何か、振り返ることができるような進捗管理のやり方を次期計画の中では考えていきたいと思えます。

それから、近隣の状況等を補足に加えることによって、検討し易くなるのご意見もありましたが、今後、分かりやすい資料の作成に努めたいと思えます。

また、市民会議での意見についてはいろいろなご意見を頂戴いたしましたので、施策において活かせるようにしたいと思います。

稲葉委員

今、答えていただいた通りだと思います。

先ほど言葉を市民の方に分かりやすくするようとするとの説明もありましたが、私たちが明日からどう取り組んでいくのかというものと、中長期的にどう取り組んでいくのかというものがあって、それに対応する指標・目標は当然違うものであって、それを整理していく必要があると思えます。計画に書いてあることは良いことだけど、どこから実行していくかが分かりやすくないと目標・指標の到達に向けて実行しにくいと考えます。優先順位をつけて、明日から実行するものと時間がかかっても落ち着いて取り組んでいくものとする等、中長期をどのように考えていくのか、違う見方で整理するのも市民にとっても分かりやすいと思えます。

後藤会長

資料1-4の地球環境の部分、施策の方向No.6、7あたりで、小倉委員からご意見は何かありますか。

変更箇所が赤字で示されていますが、これらの部分で、もっとこんなことをしたり考えた方が、市川市の施策として発展的な考えになるのではないかといったご意見がありましたら、よろしくをお願いします。

小倉委員

実際にこれらの取り組みを普及させるときにどうしたいのかが、市民の方々になかなか伝わらない部分があると思います。温室効果ガスの排出削減を促進するのに、例えば、太陽光発電ならこういうのがあって補助金を出している、太陽熱利用にはこういうのがあって補助金を出しているなど、色々な具体化に向けたところを、後々の資料と一緒に書いていただきたいと思います。

また、地球温暖化の適応策の方は細かいことが全く書かれていません。これは非常に難しいと思うのですが、実際に今年 10 月の千葉県における台風被害の状況をみても分かるように、雨の降りかたや、風の強さが確実に以前と変わっている。そういうことに対する危機管理などについて以前よりも増やしていただきたいと思います。

後藤会長

一つ質問なのですが、資料 1-4 の No2. の取り組みの方針に、「湧水の保全対策を推進する」とありますが、湧水の保全については何をやろうとしているのでしょうか。

市内の湧水はいくつあって、何をどのように観察して改善しようとしているのか教えて下さい。

循環型社会推進課長

一例としては、大町公園にある自然観察園が挙げられます。

湧水の元となるのは主に樹林地に降り注いだ雨水であることから、主な取り組みとして、樹林地等の緑地の保全を考えております。

後藤会長

他の箇所についてはどうでしょうか。市内でどのくらいの箇所があって、現況はどのようになっているのでしょうか。

また、それを次期計画において、例えば箇所数なのか水質なのか、何をどのようにしようと考えているのでしょうか。

循環型社会推進課長

申し訳ありませんが、箇所数など把握について、資料を持ち合わせておりませんので、すぐにお答えすることができません。

後藤会長

次期計画の事項なので、今後の検討に関係すると思い、少し教えていただきたかったのですが、今のところまだ把握されてない、資料をお手持ちでないということですね。

それでは、また次の時にでも教えてください。

この込み合った表の中に指標を具体的に入れるのは難しいかも知れませんが、湧水に関して何かキーワードとなるようなものを教えていただけたらと思います。

高坂委員

資料 1-3 の資源循環・廃棄物のところで、資源化率が書かれていますけれども、ここで焼却灰の資源化率が一時期は大変多かったけれども今は少なくなっているとあります。

資源の循環はとても大切だと思いますし、最終的な処分をする量をどれだけ少なくするか、大変重要な問題だと思っていますが、今の取り組みのままでは大きく改善することはできないのではないかと考えています。考え方を変えていく必要があると思います。

例えばトンネルコンポスト方式というのを、ある市に行き見て来ました。全く違う方法で、最終的な処分量が大きく減るというものでした。規模が市川市とは全く違うため、そのままの方法でやれるとは思っていませんが、そういった色々なものを考えて、どうやって少なくしていくかを考えなければいけないと思います。資料を見ていると、今やっている方法で少しずつ改善していく、そういう考え方なのではないかなと、感じざるを得ません。

また、プラスチック資源の循環について、市民会議で色々な意見が出されていますけど、一番きちんとやらなければいけないのは、製造者の責任を明確にすることだと思います。これを中心にしないと解決できないと思うのですが、次期計画においてどう考えているのでしょうか。

循環型社会推進課長

ごみを減らしていくための考え方として 3R があります。その内の 2R、そもそもごみを出さないというリデュースと、繰り返し使うというリユース、この 2つを基本に考えています。そして、どうしても出てしまうごみについてはリサイクルするというので、3R になります。

市のごみ削減の考え方も、まず、ごみとなって出るものを減らしましょうというのが第一であり、どうしてもごみとして出てしまうものについては、資源化できる方法は何かないだろうかと考えて、ごみ全体の量を減らしていきたいと考えています。

道下副会長

資料 1-4 の No. 15 についてですが、下水道整備はこれまでに大分進捗していて、ほぼ完備されていると思うのですが、取り組み方針の 1つとして、今回新たに「下水道未整備区域において合併浄化槽の設置を推進する」となっています。

市ではだいたい何年くらいを目途に下水道普及率を 100%にするといった目標を持っているのでしょうか。

循環型社会推進課担当職員

近年日本全体の人口が減少傾向にある中で、市川市の人口も近い将来減少していくと考えられており、そのような状況の中、どこまで下水道の整備を進めていくのか、市の担当部署に確認中ですが、今のところ明確になっていないため、現時点で下水道普及率 100%の目標年度について

はお答えすることが出来ません。

また、担当部署からは、下水道だけではなく、それを補完する形で合併浄化槽の普及も併行して進めていくということを伺いましたので、資料 1-4 の次期計画（案）の取り組みの方針に赤字で新たに加えております。

後藤会長

資料 1-4 の No. 15 の目標・指標項目で、赤字で「汚水処理人口普及率」と書いてあり、これには※印がついていて、下の注釈では、下水道普及率と下水道未整備区域の合併処理浄化槽で処理されている人口の比率との合算とあります。目標・指標の欄に下水道普及率を括弧書きで入れることはできるのでしょうか。下水道と合併浄化槽の合算で汚水処理人口普及率になるのであれば、そのような表記の仕方が、より親切のような気がしますし、現行計画との連続性という観点でも良いと思います。

循環型社会推進課長

下水道の処理人口が何世帯あるですとか、合併浄化槽による処理人口が何人ですといったデータは担当部署で把握しており、そのような表記も可能だと思いますので、検討いたします。

中町委員

資料 1-3 について、「自然とのふれあいづくり」の No.4, 5, 6 の部分で、目標値・指標値の評価が全て×となっており、資料 1-4 の次期計画案ではこの 3 つが目標・指標項目から削除されています。

どのような理由で次期計画の目標から削除したのでしょうか。

循環型社会推進課長

エコファーマー登録者数についてですが、このエコファーマーという事業自体は千葉県が所管しておりまして、実績と市の施策との因果関係が明確ではなく、市のコントロールが効かないものであることから、指標としてはそぐわないとして、削除いたしました。

市民農園等の設置数については、今後、市による公設ではなく、民設を増やしていくという方向でありまして、民設市民農園の開設に関する補助金の交付であるとか、開設マニュアルを担当部署で配布しております。今後減っていく方向にある公設の市民農園を指標にするのは、適切ではないということで削除いたしました。

浅海養殖や漁場改良等の補助件数については、水産業の繁栄・促進のための事業は今後も継続いたしますが、施策の分野である「自然とのふれあいづくり」との関連性が低いことや、市の施策と実績の因果関係が明確ではないことから削除いたしました。

後藤会長

それでは、今までの議論の内容を事務局の方で整理していただき、検討して下さい。よろしくお願いたします。

以上で議題1の審議を終了いたします。

次に、議題2「市川市地球温暖化対策実行計画の改定について」循環型社会推進課から説明をお願いいたします。

循環型社会推進課担当職員

はい。循環型社会推進課から説明させていただきます。

資料2-1をお願いいたします。

こちらは、前回7月8日の第1回環境審議会において、審議いただいた内容を踏まえ、また、庁内での検討を重ね、修正した次期計画の体系図案となります。

修正した箇所の1つ目は、一番右の欄、SDGsのゴールですが、無理にこじつけず、関連性の高いものに絞ったほうが良いとのご意見を踏まえ、それぞれの取り組みが直結するゴールを記載するようにいたしました。

また、取組項目の欄については、今回は取組項目案としてキーワードのみを羅列しておりましたが、今回はそれぞれの基本目標、施策の方向に基づく具体的な取り組みとして、13項目を設定いたしました。

なお、前回審議会において「インパクトのある重点的な施策があると良い」とのご意見をいただきましたので、現行計画と同様、重点項目を設けており、太字にて示した6項目としております。

そして、修正箇所の最後は、前回の資料では、それぞれの取り組みを進めることで得られる、温暖化対策への効果以外の便益を「期待されるベネフィット」として、例えば施策の方向I「エネルギーの合理的利用及び創出の推進」の欄に、光熱水費の軽減やヒートショックの軽減などを記載しておりましたが、これについては、実行計画の目的は温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みの推進であり、ベネフィットを体系図に記載すると、計画の目的がかえって不明確になる可能性があることから、体系図からは割愛し、取り組みを推進することで得られるベネフィットについては、計画本文の文章中に記載する方向で考えております。

続きまして、資料2-2をお願いいたします。

こちらは実行計画の現行計画における目標・指標の実績・評価等について、前回の審議会でも、単に指標数値の実績を示すのではなく、その変動要因や関連する取り組みなども示し、その上で評価すべきであるのご意見をいただいたことを踏まえ、修正したものです。

表の体裁については、先ほどの議題1、環境基本計画のものと同様になっており、実績数値や、その推移に対する評価と要因について、関係課へのヒアリングを基に一表にしたものです。

表の右端、評価の欄については、それぞれの目標・指標について、目標年度に達成できるものが○、達成できなさそうだが策定時より目標に近づいている、または一時期よりも上向き傾向にあるものが△、目標が達成できず、策定時より目標から遠ざかっているものを×と示しております。

1 ページ目、上半分が「基本目標1 低炭素なエネルギー対策の推進」ということで5つの取

組項目になります。

取組項目の一つ目、I-①「公共施設の省エネルギー対策の推進」における指標「公共施設のエネルギー消費原単位」については、評価が×となっております。これは、網掛けにしております「実績の推移に対する評価と要因」の欄に記載したとおり、エネルギー消費量自体は削減しているものの、庁舎移転や民営化等により、延床面積の減少量がより大きかったことによるものです。

この他に評価が×となっているものは、I-⑤「再生可能エネルギーの利用の推進」における指標「住宅用太陽光発電システムの設置設備容量」で、年間約1,000kWずつ伸びているものの、FIT（固定価格買取制度）の買取価格の低下もあり、目標達成には届かない見込みであるものです。

1 ページ目の下半分以降が「基本目標2 低炭素なまちづくりの推進」に関する8つの取組項目です。

次に2 ページ目の上半分、取組項目の指標のうち、「コミュニティバスの利用者数」、「自転車走行空間の整備延長・路線数」については、評価が△となっております。

また、2 ページ目、中ほどの「資源化率」については、目標を27%としているところ、網掛け欄に要因を記載しておりますが、焼却灰の資源化を受託していた事業者が平成25年度末で受入を終了したことに伴い、資源化率が大幅に減少し、平成30年度実績で17.1%と停滞しているため、評価は×としたものです。

そして、2 ページ目の下半分から3 ページ目が「基本目標3 低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくり」についての9項目となります。

2 ページ目下半分の「環境関連イベントの動員数」、「協定締結学校数」、「包括協定に基づく環境分野の事業数」と、3 ページ目一番上の「環境活動推進員の延べ人数」については、評価が○となっておりますが、その他の取組項目については×、一番下の「エコライフの実践率」は△となっております。

3 ページ目の、取組項目VI-①「学校等での環境学習の推進」、取組項目VI-②「市民向け環境講座・イベント等の実施」については、環境学習や環境講座の開催数を指標としておりますが、学校カリキュラムの影響もあり、開催数が減少しているため、評価を×としておりますが、これらに替わる環境学習プログラムを別途実施しております。

同じく3 ページ目の中段から少し下にあります、取組項目VI-③「環境情報の提供」、VI-④「地域ポイント制度との連携」については、システムや制度上の条件もあり、数値は減少しております。なお、取り組んだ内容に対して得られる実績との関係が明確ではなく、進捗を見るための指標としてはあまり適さないものと考えます。

最後に、取組項目VI-⑤「地産地消の推進」、VI-⑥「エコライフの普及と促進」における指標「地産地消を心掛ける市民の割合」、「エコライフの実践率」ですが、これはともにeモニター制度を利用したアンケート調査結果の数値ですが、「地産地消」についてはその設問字句の表現が統一されていなかったことから結果にばらつきがあったものと推測されます。

今後実施するアンケート調査については、得ようとする数値の継続性に関して精査する必要があるものと考えております。

続きまして資料 2-3 をお願いします。

こちらは、先ほど説明した現行計画の目標・指標の実績、進捗結果や、各課へのヒアリング等を踏まえ作成した、次期計画の目標・指標案になります。

議題 1、環境基本計画の資料と同様に、赤字部分が新たに追加した、または修正した部分となり、黒で見え消しとなっている部分は現行計画から削除を予定している箇所になります。

なお、左から 2 列目までを集約したものが、先ほどの資料 2-1 体系図案となっております。

それでは上から順に説明いたします。

まず、表の上部 2 段は網掛けとなっておりますが、2 段目の左から 2 列目、取組項目（22 項目）と印字してあります。これは現行計画が 22 の取組項目から成っていますが、次期計画では、具体的な取り組みの区分けを精査し、統合できる部分は統合するなど整理を行い、13 項目とすることを考えております。

そのまま下をご覧ください。

一番左の欄に「基本目標 1 低炭素なエネルギー対策の推進」とありますが、これに基づく取組項目は右の 3 つです。少々見づらくてすみませんが、現行計画では「省エネルギー対策」としていたところを、省エネルギーの「省」を外しています。これは、省エネのみならず、再生可能エネルギーの推進も含め、エネルギー対策とするものです。取組項目はⅠ-①「公共施設のエネルギー対策の推進」、Ⅰ-②「事業者等のエネルギー対策の推進」、Ⅰ-③「住宅へのエネルギー対策の推進」の 3 つになります。下 2 つは見え消しにしていますが、「環境配慮型住宅の推進」、「再生可能エネルギーの利用の推進」については、住宅へのエネルギー対策の推進に統合しました。

これら 3 つ、公共施設、事業者、住宅へのエネルギー対策の取組項目としては、表の一つ右の列にお願いします。次期計画における取り組みの列、赤字になっておりますが、「省エネ診断等を用いた効果的な省エネ対策の推進」、「エネルギーの地産地消（廃棄物発電電力の公共施設への供給）」を追加しています。これは環境部において、新たな取り組みを検討しているため追加記載したものです。

そして基本目標 1 で掲げた 3 つの取組項目における進捗を見るために「取組項目の指標」欄に掲げた指標を設定しています。なお、先ほどの資料 2-2、現行計画の評価において説明した内容も踏まえ、次期計画の指標設定においては、原則として 4 つの条件を考慮いたしました。

これは先ほどの議題 1、環境基本計画においても説明したとおりですが、取り組みの進捗が見取れること、取り組みとの因果関係が明確であること、毎年度数値が把握できること、実績の把握方法が頻繁に変更されないことです。

この条件に基づき、次期計画の指標を必要に応じて見直しております。なお、基本目標 1 の指標項目自体は現行計画と変更はなく、令和 12 年度の目標値を所管課と調整し、太枠内の一番右側の列に赤字で示したとおり設定しています。

続いて、表の中ほど、基本目標 2、「低炭素なまちづくりの推進」の欄をお願いします。

これに基づく取組項目としては、Ⅱ-①「廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進」、Ⅱ-②「資源の循環的利用と熱回収等の推進」、Ⅲ-①「自動車使用における環境配慮の推進」、Ⅲ-②「公共交通機関・自転車の利用促進」、Ⅳ-①「緑地の保全の推進」、Ⅳ-②「都市緑化の推進」の 6 つです。

Ⅱ-①「廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進」については、今後さらなる取り組みの強化が求められている「プラスチックごみの削減」を具体的な取り組みとして入れております。そのまま右の欄に行きまして、この取組項目の指標は、「1人1日当たりのごみ・資源物の排出量」を760g（令和6年度）、一つ下の欄、Ⅱ-②「資源の循環的利用と熱回収等の推進」についての指標は、「資源化率」を27.0%（令和6年度）としておりますが、これらについては、廃棄物関係の計画である一般廃棄物処理基本計画、通称じゅんかんプラン21において設定している目標となりますが、このじゅんかんプランについても現在改定作業中であるため、じゅんかんプランにおいて新しい目標が設定され次第、この実行計画にも反映する予定です。

表の左側に戻っていただき、赤字で示しました「Ⅲ-①自動車使用における環境配慮の推進」の箇所をお願いいたします。「Ⅲ」から始まる部分については、現行計画で4つあった取組項目を2つに統合しました。道路整備等による交通流の円滑化と、自動車単体の対策を合わせて「Ⅲ-①自動車使用における環境配慮の推進」、そして、自動車以外の交通手段に関するものとして、「Ⅲ-②公共交通機関・自転車の利用促進」としてしております。

右にいていただき、具体的な取り組みのうち、「まごころ道路整備事業」について黒見え消しとなっていますが、これは事業自体は継続して実施予定ではあるものの、当該事業は狭あい道路における安全な道路環境の確保を目的としており、これによる温暖化対策への寄与は少ないと考え、削除するものです。

取組項目の指標については、現行計画では「都市計画道路の整備率」と、「エコドライブに取り組む市民の割合」となっていたものを、都市計画道路の整備率については、現在、3・4・12号北国分線、3・6・32号市川鬼高線が事業化しているものの、目標年度における定量的な数字を設定するのが困難であることから、そして、エコドライブの割合については、現状で一定程度の割合になっていることやアイドリングストップ機能等、車自体が対応してきていることから次期計画の指標から外しました。そして、これに替わる指標として、赤字のとおり「市域における電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及台数（推計値）」としました。これについては、国として2030年度の新車販売における当該車種の割合を2～3割とすることを目標として掲げており、市としてもこれに沿った取り組みが必要であるとのことから、設定しました。

次に、Ⅳ-①「緑地の保全の推進」、Ⅳ-②「都市緑化の推進」ですが、具体的な取り組みのうち「美しいまち並み協定の支援」については、当該協定自体が事業廃止となったため削除しております。そして、右にいていただき、指標の欄ですが、現行計画では「緑の保全活動を行う市民団体の数」としていたところ、緑の保全について、量・質ともに判断するには、市民団体の数よりも活動延べ面積が適していると考え、「緑のボランティア団体による緑地保全活動延べ面積」と設定いたしました。

次に、基本目標3、「低炭素なエネルギー対策とまちづくりを推進する人づくり」の欄をお願いいたします。

これに基づく取組項目は、現行計画において類似、重複する部分等が見受けられたことから、Ⅴ-①「市民・事業者・大学との協働の推進」、Ⅴ-②「市民との協働の推進」、Ⅵ-①「環境学習の推進・市民向け環境講座の実施」、Ⅵ-②「エコライフの普及と促進」の4項目に集約しました。

なお、次期計画における取り組みの欄に赤字で記していますが、先ほどの環境基本計画でも説

明のありましたSDGs（持続的な開発目標）について、それを意識した環境学習の実施を追記しています。

ここまでご説明した内容は、地球温暖化に関して、温室効果ガスを削減する取り組みや、吸収源を増やす緑化の取り組みなど、温暖化対策の枠組としてはいわゆる「緩和策」と呼ばれるものですが、一方で、既に進行している地球温暖化について、その影響に上手く対応していく「適応策」というものがあります。それが表の一番下「適応に関する取り組み」となります。「健康分野」、「災害分野」、「農業分野」、「自然生態系分野」の4分野について記載しておりますが、これらについては、現行計画において、調査・検討する項目として紹介するに留めているものです。

先般、国においては、気候変動適応法を制定し、また、千葉県においても適応の取組方針を策定していることから、次期計画については、現行計画よりも、具体的な内容の記載を考えておりますが、現状及び今後において取り組みの余地が無いものについては削除しております。

説明が長くなり申し訳ございませんが、以上となります。

後藤会長

はい。ありがとうございました。

ただ今の循環型社会推進課の説明に対して何かご意見がございますか。

西原委員

目標と指標は本当に素晴らしいもので、環境問題はすごく多岐にわたっているものだと思います。しかし、市民がこれを見たときに何をすればよいか分かりづらいなと思います。

稲葉委員が優先順位とおっしゃっていましたが、環境問題は市民がやらないとどうにもならないと思うので、例えば市長から今年度はこういうことに取り組みたいと発信して、何か年度の重点目標のようなことを示して市民団体を動かしていく、そういうことがあるとありがたいと思います。

循環型社会推進課長

西原委員がおっしゃったとおり、重点目標を定める方法であるとか、計画として定めた上で、市民の皆さんにこういうところに気をつけていただけると地球温暖化に対して効果がありますなど、市民の皆さんにわかりやすいような周知啓発をし、市の考えを伝えていくことが大切だと考えております。

西原委員

市民の方はこのままではいけないと分かっていると思います。市川市がもっと発信していただければ、市川市は新しく来られた方も多いので、何か市民に向けて市がうまく発信していただければと思います。

稲葉委員

書いてあることは本当に素晴らしいことであって、環境施策で温暖化対策として進める施策としては間違いないし、理想であると思います。

ただし現実的な話をすると、自転車の利用を促進したら、自転車をどこに止めるのか、自転車の置き場所の問題からの整理が必要であったり、運転マナーの問題から乗り方のルールなどの課題が出てくるのだと思います。

環境の側面から進めることによってデメリットが出ることも考えられるし、特に駅前近隣区域は自転車の置き場所に困っている状態がある。環境で勧められたから、それでいってくださいというの整合性がとれないという現状があると思います。

また、環境フェアの集客人数、数字だけでものを捉えているようですが、年1回を前期、後期の2回やって、前期に来た方が次のときにどういう対応をしてきたか市民の声を受け取ったり、行くことの価値ではなくて、次の環境フェアまでに自分がどういうことをしてきたかとか集約できるようなフェアにしないといけないと思います。来場者が多く、数字が多いから評価に値しているのは疑問かなと思っています。それについて意見をお願いします。

循環型社会推進課長

1点目について、環境施策を進める一方で庁内調整が取れていないがために、自転車の置き場の問題が生じてしまうということが無いよう、この計画を最終的に庁内で合意を得るために会議を行う予定ですので、施策を講じることでの影響の有無、対応策も含めて意見を出して、効果的なものにしたいと考えております。

2点目の、環境フェアにいらっしゃる人数だけでということですが、まず来ていただく、そして分かっているということが大事だというのが第一段階であり、その次の段階で市民活動団体の方がフェアにたくさんいらっしゃってますので、その団体に加入した方がどれくらいいたかなど、効果がどんどん広がるような方法で、継続調査なのかアンケート調査なのか今すぐに思いつかないのですが、把握して実効的なものにしたいと思います。

稲葉委員

温暖化対策についてはそのとおりだと思うし、否定するつもりもありません。実行するとき、どういう影響がでるかということも現実的な話であって、商店街にしてもLED化が進んでいても商店街が減っていて、商店街を維持すること自体がマイナスになっているのが現実としたときに、環境の側面からだけ旗をあげてしまって、庁内合意が形成できていないとあまり意味がないと思います。

環境フェアは市民の方の意識が変わることがすべてであって、来場者数や参加団体数よりも、来場者が次回来るときにはこういうことやって下さいなど、対応で意識を調査できるようなものが良いと思います。単純なアンケートは質問に対して答えるだけのものであって、今まで継続してフェアをやっているのであれば、そのことを利用して、やれることを提案しなければいけないと思います。

高橋委員

漁業者の代表としてお伝えしたいことは、地球温暖化については皆さんが分かっていると思うのですが、実際にどのようなになっているのかという部分はあまり分かっていないと思います。

例えば私が実感しているのは、海水が以前と比べて 30~40cm 高く上がってきており、昔つくった栈橋が使えなくなっている状況です。現在、旧行徳橋を新しく造っていますが、水門近くを見ると前の場所から水が上がってしまって、それを直した状態です。漁業者は身近に温暖化ということがわかっています。

今秋、特に台風が強い勢力のまま上陸したこともあり、地球温暖化の影響だということで、市民のみなさんにはもっと簡単な説明、例えば「漁業者がこのように感じているよ」、「農業の方はこんな状態になってしまっているよ」と、直接話を聞いて、温暖化というのはこういうことだ、と伝えてくれたらもっと分かりやすくなると思います。

循環型社会推進課長

最終的に冊子として計画をまとめるので、今と昔の写真で紹介したり、インタビューでこういう影響が現れてますと掲載することが可能だと思いますので、検討したいと思います。

後藤会長

環境フェアの際に、漁業をやっている方とか農業の方がブースをつくってアピールするとういう場面はないのでしょうか。今の高橋委員からのお話を聞いて、現場はそうなのかと改めて感じる部分がありましたので、どうでしょうか。

循環型社会推進課長

今現在はそういう場面はありませんが、今後は検討できると思います。

後藤会長

高橋委員から話がありましたが、現場の方の意見が一番強いものだと思います。環境の教育、SDGs などにも関連すると思いますが、それを含めてご検討いただいたら良いと思います。よろしくお願いします。

高坂委員

基本目標 2、「低炭素なまちづくりの推進」のところで、公共交通機関が大事だといわれているが、一方でコミュニティバスの利用料金を上げている現状があります。方向性の問題だと思います。

低炭素社会をつくっていくうえで公共交通機関は大切なものだから、そこを中心にしてやろうというのであれば、方向性を市民にきちんと打ち出せるということであればだめだと思う。

一方では公共交通機関の利用促進を謳い、一方では料金を上げる。料金を上げていることが影

響して利用人数が減っているということなのだろうと思います。

方向性をきちんと打ち出せるかどうかの方が大事ではないかと思いますが、そのあたりどうなのですか。

後藤会長

市川は、「環境を中心に〇〇のまちです」という話がありました。今の高坂委員の話とリンクしていると思います。

環境、環境というけれど、環境と経済は結びついているわけですから、経済と今の運賃のこともイコールであるでしょうし、そのあたりのご意見はどうですか。

循環型社会推進課長

先ほどもご質問のあった、環境施策としては進めようとしているものの、実際市全体の中では整合性が取れていないのではないかという話と同様であると思いますが、地球温暖化対策実行計画を改定する作業を進めていく中で、庁内の合意を得ながらやっていきたいと思っています。

後藤会長

極めて大きい問題だと思います。環境だけのことだけではなくて全体的な施策、市の考え方、環境というのをどのように取り扱うかという理念にも関わることだと思います。市長なども含め、よろしくご検討下さい。環境審議会からのお願いです。

小倉委員

エネルギー関係の仕事をしていて言葉の使い方が気になるので、いくつかよろしいですか。

資料2-3について、基本目標については、「低炭素なエネルギー」、「低炭素なまちづくり」、これは「低炭素」で統一しており、市民の皆さんが「低炭素」というのは、カーボン、すなわち化石燃料を使用することで地球温暖化が進行するということを理解しているのであれば、このままで良いと思います。

2列目の取組項目については、「公共施設のエネルギー対策の推進」、「事業者等へのエネルギー対策の推進」、「住宅へのエネルギー対策の推進」となっているのですが、エネルギー対策と言うと、まず安全保障が先に浮かんできます。中近東の情勢によって輸入元を変えようなどといったものです。「エネルギー対策の推進」だとあまりにも大きすぎるので、「エネルギー有効利用対策の推進」や、省エネルギー、低炭素という言葉を使って表現するのはどうでしょうか。

循環型社会推進課

誤解を与えないように文言の整理をしたいと思っています。

本多委員

私は、エコライフ推進員を何年間かやらせていただいたのですが、その活動の中で感じたのは、市川は地域が広いということです。住民も長年、何代も住んでいる人と、つい最近引越してきた

人とは如実に意識が違う。活動しているメンバーでも住んでいるところによって環境に対する温度差がある。こうした温度差があるところをどう対策をとっていかを入れていかないといけないと思います。

行徳地域は新しく越してきた方が比較的多いためか、意識が低いと感じられます。台風が来て水が溢れる、江戸川の堤防が壊れるのは大変なことだけど、台風が来て警報が出ても市川の北の方で、行徳は関係ないと感じている。

いくら良い計画をつくっても、こうした市民の意識、温度差がありすぎる部分をどう変えていくのかということを実際に考えていかないと難しいと思います。

後藤会長

ありがとうございます。

では事務局で、これまでの委員の意見をまとめて頂いて、ご検討よろしくをお願いします。

後藤会長

それでは、次に報告1、「市川市環境保全条例の改正について」、生活環境保全課から説明をお願いします。

生活環境保全課主幹

はい。それでは生活環境保全課から説明させていただきます。

資料3をお願いいたします。

本年12月議会において改正を予定しております、環境保全条例の「土壌の汚染の防止に関する規制」部分につきまして、改正事項のご説明をいたします。

まず環境保全条例について概要をご説明します。本市では、市内の生活環境の保全と市民の健康の保護を目的とし、平成11年に市川市環境保全条例を施行しました。この条例はそれまでの公害防止条例を全面改正したもので、典型七公害である、大気、水質、地盤沈下、土壌、騒音、振動、悪臭について、法律の規制対象とならない事業を独自に規制しています。

次に、今回改正を行います土壌部分の改正の概要についてご説明します。

土壌の汚染の防止に関する規制について、条例では、平成15年に施行された土壌汚染対策法に先行して規制を行ってきました。法律の施行後では、法改正に合わせ3回の条例改正を行ってきましたが、今回、平成31年4月1日施行の改正法に関連し、調査・対策手法の整合を図るための改正を行うものです。

今回の条例改正の内容について、3.に示しました、「法律と条例の現状」によりご説明します。表中赤字の部分が今回の条例改正に係る事項です。

まず規制の対象となる「対象物質」ですが、法律と条例とも、1,2-ジクロロエチレンやカドミウムなどの26物質であり、共通となっております。このうち1,2-ジクロロエチレンについては、4月1日よりシス体とトランス体の合計により規制されることとなったので、条例においてシス-1,2-ジクロロエチレンとなっているところを、1,2-ジクロロエチレンに改めるもので

す。これが一点目の改正事項です。

次に汚染の調査契機についてであります。調査契機は、大きく分けて「調査義務」によるものと「調査命令」によるものに大別されます。

法律の調査義務は、「有害物質を使用・製造・処理する特定施設を有する事業場で施設の使用を廃止する時」としております。この調査義務について、施設の廃止後、引き続き操業を継続する場合の一時免除規定が設けられております。今回の法律改正では、有害物質を使用する特定工場は、土壤汚染のおそれが高いと考えられることから、調査の一時免除中の事業場について、900㎡以上の土地の形質の変更をする場合に調査義務を課することになりました。

条例の調査義務は、「有害物質を使用・製造・処理・保管する特定工場で物質の使用を廃止する時」としております。法律では有害物質を使用する特定施設が対象ですが、条例では、特定施設がない場合、あるいは有害物質を保管している場合にも、物質の使用廃止時に調査義務を課していることから、法律の調査義務に対する横出し規制となっております。条例の調査義務についても、法律と同様、操業中の特定工場に対する調査義務の一時免除規定を設けております。しかし条例では、今回の法改正で設けられた900㎡以上の土地の形質の変更に関する規定が設けられていないことから、法律と同様の規定を設ける必要があります。これが二点目の条例改正事項です。

次に調査命令についてであります。

法律の調査命令は、特定の事業場を規制対象とするのではなく、一定規模の土地の形質の変更の事前届出を義務付け、土地の土壤汚染の状況を個別に判断し、土壤汚染のおそれがある場合に市長が調査命令を発するものです。これまでの法律では、一般の土地における3,000㎡以上の土地の形質の変更について事前届出を義務付けていましたが、今回の法改正では、操業中の有害物質を使用する事業場の土壤は汚染されている可能性が高いことから、事業場内で900㎡以上の土地の形質の変更に事前届出を義務付け、土壤汚染のおそれがあるときに、市長が調査命令を発出することになりました。

条例には、土地の形質の変更の規模による届出や命令の規定が設けられておりません。一般の土地については法律の規定による対応が可能であり条例に同様の規定を設ける必要はありませんが、条例の規制対象である特定工場については、法律同様、900㎡以上の形質変更について事前届出と調査命令の規定を設ける必要があります。これが三点目の条例改正事項です。

次に、汚染地の規制フローについての二つの改正事項についてご説明します。

法律では、「調査結果」の提出を受け、「基準超過」がある土地について「健康被害のおそれ」を判断し、おそれがある場合は汚染措置が必要な「要措置区域」とし、おそれがない場合は措置が不要な「形質変更時要届出区域」に区分して管理することとしています。また、「区域からの汚染土壤の搬出に関する規制」として、「汚染土壤搬出時の事前届出」および「汚染土壤の管理票の交付・保存」を義務づけております。

一方条例では、基準超過があった土地を「指定区域」として管理し、健康被害が生じるおそれがある場合は「措置命令」により措置を実施することとなっております。また、法律の「汚染土壤の搬出規制」の規定は設けられておりません。このように法律と条例の規制フローが異なっているのは、現条例が平成15年の土壤汚染対策法制定当時の規制フローを踏襲しているためです。

今後条例において法律と同等の汚染地管理を行うためには、法律同様に区域を分化するとともに、汚染土壌の搬出規制を設ける必要があります。これが四点目と五点目の条例改正事項です。報告は以上となります。

後藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご意見ご質問ありますでしょうか、いかがでしょうか。

後藤会長

では、私から質問します。

条例の規制対象物質は 26 物質とのことですが、規制対象となる事業場は市内にどれくらいあるのでしょうか。

生活環境保全課主幹

土壌汚染対策法の規制対象となる事業場は 43 事業場です。また環境保全条例で独自に規制されるのは 12 事業場です。例えば二俣新町にある「丸善株式会社」では、1,3-ジクロロプロペン等の有機溶剤を取り扱っております。

後藤会長

1,3-ジクロロプロペンは 26 物質の中に含まれているのですか。

生活環境保全課主幹

含まれております。

後藤会長

26 物質とは、どのような物質ですか。

生活環境保全課主幹

揮発性有機化合物として、かつてクリーニングで使用されていたトリクロロエチレンや豊洲市場で話題となりましたベンゼン等が、また重金属等として水銀やシアン、六価クロム、さらに農薬等としてシマジンやチオベンカルブが含まれております。

後藤会長

環境審議会として、26 物質を記した資料を参考として添付することを要求します。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

生活環境保全課主幹

ここに、土壌汚染対策法のパンフレットをお持ちしており、この中に規制対象物質が記されております。法と条例の規制対象物質は同じでありますので、このパンフレットを委員の皆様にお持ち帰りいただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

後藤会長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

反対がなければ、土壌汚染対策法のパンフレットを参考として配布してもらおうこととします。

(異議なしの声)

他にご意見ありますか。

意見がないようですので、これで報告1を終了します。

後藤会長

続いて、報告2、妙見島混合所に係る環境影響評価手続について、循環型社会推進課から説明をお願いします。

循環型社会推進課主幹

はい。それでは、妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業に係る環境影響評価につきまして、循環型社会推進課から報告いたします。

資料4をお願いいたします。

はじめに、1.の概要でございます。

今回、東京都環境影響評価条例の対象となる事業を行う事業者は、世紀東急工業株式会社で、昭和61年より旧江戸川の中州である妙見島内、資料上部の地図の、円の中心部分、こちらで産業廃棄物の中間処理としてがれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、及び建設発生土の破碎処理等を行っております。

アセス事業の概要ですが、既存施設の老朽化対策と、更なる環境対策を図りつつ、処理能力の増強などを指すため、下半分の左右の図のとおり、事業場の敷地を約25,100㎡に拡大し、新敷地に破碎処理施設を設置するもので、一日あたりの最大処理能力は2,400t、令和5年の竣工を予定しています。

なお、破碎処理施設、再生製品ヤード及び改良土ヤードは、それぞれ建屋の中に設置し、それらを結ぶベルトコンベアは防じん・防音カバーで囲い、計画地の周囲は高さ約10mの遮音壁を設置する計画となっております。

事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域に、本市の島尻と新井1丁目の一部が含まれていることから、都条例による手続を本市においても実施するものです。

2ページ目をお願いいたします。

今回の事業を実施することによる影響について予測調査が必要であるとして、整理したもの

が、2. の環境影響評価の項目の表になります。

なお、表の2段目、縦書きで記載した環境影響要因のうち「工事用車両の走行」「搬出入車両の走行」について、それら車両の走行ルートに本市域は含まれておりません。

続いて、3. これまでの経緯でございます。

3ページ目の手続の流れと併せてご覧いただければと思います。

8月9日、事業者より、東京都に対しまして、事業実施による環境影響の調査、予測や評価手法を記載しました「環境影響評価調査計画書」が提出され、これにより、都条例に基づく手続が開始されました。

次に、本市域において都条例を適用するため、同条例の規定により8月21日付けで市川市長と東京都知事の間で協議書を取り交わしました。3ページ目の図では紫色の枠で示した箇所になります。

以降、8月27日から9月5日まで、市川南仮設庁舎内の循環型社会推進課及び広尾防災公園において「環境影響評価調査計画書」の縦覧を実施、9月11日には、この計画書に対して、環境の保全の見地からの市長意見を提出いたしました。

今後の手続としては、区市長意見や都民意見を勘案した東京都知事意見が事業者に示され、事業者はこれを踏まえて、現地調査など実際の環境アセスメントを実施することになります。

現時点で事業者から示されている計画では、2020年度末には環境影響評価手続を完了し、工事着工の予定となっております。

報告は以上となります。

後藤会長

ありがとうございました。

委員の皆様、循環型社会推進課より説明がありましたが、何かご質問がありましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか

後藤会長

以上で、本日の予定は、全て終了しました。

これをもちまして、本日の「市川市環境審議会」を閉会いたします。